

令和5年5月2日

生徒及び保護者の皆様へ

徳島県立徳島北高等学校  
校長 木屋村 浩 章

### 5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症は、5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の「5類感染症に移行」することになります。

これに伴いまして、感染症対策を次のとおり実施しますので、御理解・御協力をよろしくお願いします。

- 1 新型コロナウイルス感染症の症状がある場合の対応について  
無理して登校せず自宅で休養してください。また、症状によっては医療機関での受診をお勧めします。
- 2 出席停止措置について
  - (1) 出席停止について  
医療機関等によって新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合は、出席停止扱いとしますので、必ず学校に連絡してください。  
なお、出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。

※ 例 5月2日（火）に発症した場合

5/2火 0日目 発症日	5/3水 1日目	5/4木 2日目	5/5金 3日目	5/6土 4日目	5/7日 5日目 症状無し	5/8月 6日目 登校可能
--------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	---------------------	---------------------

- (2) 出席停止の手続きについて  
出席停止措置をとるためには、保護者による「治癒証明書」の提出が必要となります。症状が軽快し登校した際、速やかに提出してください。  
なお、「治癒証明書」は、保健室で受け取るか、学校のホームページからダウンロードしてください。
- 3 濃厚接触者の取り扱いについて  
5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われな**い**こととなります。これに伴い、
  - ・ 同居するご家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合
  - ・ 学校等で新型コロナウイルス感染症の患者と感染症対策を行わずに飲食を共にした場合は、出席停止の対象とはなりません。
- 4 学校における感染防止の取組について  
学校においては、引き続き、適切な換気の確保や手洗い等の手指衛生、咳エチケットの指導等を行います。
- 5 マスクの着用について  
学校における教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となりますが、感染流行時の感染防止対策や健康診断等においては、マスクの着用をお願いすることもありますので、御理解・御協力をお願いします。

保護者の方へ

徳島県立徳島北高等学校長

### 治癒証明書の提出について

学校において予防すべき感染症に罹患した場合は、学校保健安全法第19条の規定により出席停止の措置をとることになっています。出席停止の期間は感染症により基準が定められており、出席停止期間は欠席の扱いにはなりません。

季節性インフルエンザや新型コロナウイルス感染症に罹った場合については、医療のひっ迫等を回避するため、医療機関で治癒証明書を記入していただくことは控えることとしています。登校後は速やかに、次の「治癒証明書」に必要事項を御家庭で記入の上、必要書類を添え、お子様を通じてホームルーム担任に提出してください。

- ※ 必要書類・・・生徒氏名、医療機関の受診日、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の罹患が証明できるもの（コピー可）  
（例）診療明細書、処方薬袋、薬剤処方箋、薬の説明書、抗原抗体検査結果 等

---

## 治癒証明書

（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症）

HRNO \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名（自署） \_\_\_\_\_

1 理由 ※該当する項目に☑を記入

インフルエンザ（ A型 ・ B型 ）

新型コロナウイルス感染症

2 出席停止期間 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 から \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

3 医療機関名 \_\_\_\_\_

- ※ 登校後1週間以内にホームルーム担任へ提出してください。  
※ 添付書類について、確認が難しい場合は、必要に応じて診断書の提出を求める場合があります。  
※ インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の学校において予防すべき感染症（感染性胃腸炎・マイコプラズマ感染症・溶連菌感染症等）については、医療機関での治癒証明書（別様式）の提出が必要となります。